

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金・支援金・奨励金・助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金・支援金・奨励金・助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金・支援金・奨励金・助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

概要														詳細				
おススメ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	産業美術	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
1					なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (20次締切)		2025年4月25日(金)～2025年7月25日(金)17時 ※申請開始日は2025年7月1日(火)17時	製品・サービス高付加価値化 [*] 2,500万円 グローバル枠：3,000万円 ※大幅賞上げに係る補助上限額引き上げの特例として、従業員数に応じて補助上限額を最大1,000万円引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	[製品・サービス高付加価値化枠] ・中小企業：1/2、 ・小規模事業者・小規模事業者：2/3 ・再生事業者：2/3 [グローバル枠] ・中小企業：1/2、 ・小規模事業者・小規模事業者：2/3 ※最低賃金引上げに係る補助率引き上げの特例として、補助率を2/3に引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	中小企業・小規模事業者等	○基本要件 ①補助対象の年平均成長率(CAGR)を3.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率を事業実施前週期における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上とし、又は給与支給総額の年平均成長率を2.0%以上増加 ③事業所の最低賃金を事業実施前週期の最低賃金より+30円以上アップすること ④次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・公表を行うこと（従業員21名以上の場合） ○グローバル枠の場合、基本要件に加え以下の基本要件が適用されます。 ・グローバル案件①～④のうちいずれかの事項に該当し、国内の生産性を高めること ⑤海外への直接投資に関する事業、⑥海外市場開拓（輸出）に関する事業、⑦インバウンド対応に関する事業、⑧海外企業と共同で行う事業 ・海外事業に関する実現可能性調査を実施すること ・社内に海外事業の専門人材を有すること又は海外事業に関する外部専門家と連携すること ○特別課題要件 ・大幅な賞上げに係る補助上限額引き上げの特例 大幅な賞上げに取り組み事業者について、従業員数規模に応じて補助上限額を引き上げ、最低賃金引上げに係る補助率引き上げの特例 所定の資金水準の事業者が最低賃金の引上げに取り組み場合、補助率を引上げ ○各々の枠について基本要件に加えて、それぞれ別途追加要件があります。詳細は公募要領をご参照ください。	中央企業・小規模事業者等が今後数年間にわたる概ね大規模な制度変更に対応するため、生産性向上により経営改善を図り、新たな成長機会や労働力不足等の課題の解決に向けた取り組みを支援するための経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業等の生産性向上を促進し経済活性化を実現するとします。 【対象事業】 ①製造・サービス高付加価値化枠 新製品の開発、新サービス開発※の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ②グローバル枠 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	製造・サービス高付加価値化枠：交付決定日から12か月（ただし、採択発表日から12ヶ月後の日まで） ・グローバル枠：交付決定日から12か月（ただし、採択発表日から14ヶ月後の日まで）	https://portal.mext.go.jp/shingi/seisaku/kyosei/ai/kyosei.htm	〇問合せ先：ものづくり補助金事務局 サポートセンター
						生産性向上・新商品開発	国内	IT導入補助金2025 ＜通常枠＞ (1次締切)		2025年3月31日(月)～2025年5月12日(月)	1プロセス以上：150万円未満 4プロセス以上：450万円以下	1/2 以内 ※3か月以上、地域別最低賃金+50円以上で雇用している従業員数が全従業員の30パーセント以上であることを示した場合は、2/3以内	中小企業・小規模事業者等	○ITツールの要件 申請者は、IT導入支援事業者が事務局に対して事前に登録したITツールの中から導入するものを選択し、交付申請を行う。 ○交付申請の前月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。 ○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★ ～つ星」又は「★★ ニつ星」いずれかの認定を行うこと。また、官民内部の情報セキュリティ利用が一部の交付申請情報を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と共有することに同意すること。 ○国及び 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小機構、その他の独立行政法人の他の補助金等と重複する事業については、補助事業の対象としてとれないこと。 ○補助事業者の労働生産性について、以下要件を全て満たす3年間の事業計画を策定し実行すること。 ①1年単位の労働生産性を3パーセント以上向上させること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠（A・B類型）又はデジタル化基盤導入枠（複数選択IT導入類型）若しくはIT導入補助金2024の通常枠又は複数選択IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性を基準に4パーセント以上向上させること。 ②事業計画期間において、労働生産性の年平均成長率が3パーセント以上となること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠（A・B類型）又はデジタル化基盤導入枠（複数選択IT導入類型）若しくはIT導入補助金2024の通常枠又は複数選択IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性の年平均成長率が4パーセント以上となること。 ③生産性向上の目標が実現可能かつ合理的であること。 ○IT導入支援事業者と協同を行ったうえで、生産性向上に係る情報（営業利益、人員費、減価償却費、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）等）を事務局へ報告すること。 他の要件など、詳細は公募要領を参照ください。	本事業は、中小企業・小規模事業者等が今後数年間にわたる幅広い面で直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入）等に対応するため、生産性向上に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。 IT導入補助金のスキーム IT導入支援事業者と中小企業・小規模事業者等が共同事業体となり、IT導入補助金事務局に対して各種申請を行う。 ※IT導入支援事業者とは IT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事業を円滑に行うための支援を行う事業者です。事務局に登録申請を行い、事務局にてその適格性が審査された結果、採択されたものです。 ※ITツールとは ITツールとは、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に登録された中小企業・小規模事業者等が使用するソフトウェア・オプション、ハードウェアの総称をいいます。	交付決定後～2025年12月28日	https://it-aidon.mext.go.jp/	〇問合せ先：サービス型生産性向上IT導入支援事業事務局
3				なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型通常枠＞ (第17回)	一般型	2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金) 17時締切 ※事業支援計画書発行の受付締切：2025年6月3日(火)	50万円 ※インボイス特例：最大50万円上乗せ ※賞金引上げ特例：最大150万円上乗せ ※上記特例を両方満たす場合、最大200万円上乗せ	2/3 (賞金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)	○小規模事業者等 ○商工会議所、商工会の各管轄地域内で事業を営んでいること。 ○小規模事業者持続化補助金＜一般型＞において、「卒業枠」を採用を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと。 ○小規模事業者持続化補助金＜創業型＞第1回公募に申請中の事業者ではないこと。	○インボイス特例の適用要件について公募要領を参照。 ○補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる条件をいずれも満たす事業であることとなります。（※詳細は公募要領を参照） (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓のための取組であること。あるいは、販路開拓の取組とあわせて行う事業多様化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会、商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること (4)以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の取組(補助金、委託費、公的資金助成、介護保険からの診療報酬、介護報酬、認定価格買取制度等)と同一又は類似内容の事業 ・本事業の終了後、概ね1年以上先につながることが見込まれない事業 ・農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく農業を始めると、新たに取組む事業が1次産業（農業、林業、漁業）である事業	小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）が今後数年にわたり概ね同じ程度で直面する制度変更（物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。 本補助事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものである。	交付決定日から2026年7月31日まで	https://r6.cobakabo.jp/#!/	〇問合せ先： 商工会議所地区：小規模事業者持続化補助金事務局＜一般型＞ 商工会連合会：管轄の地方事務局	
					生産性向上・新商品開発	国内	令和6年補正予算 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞ (第1回)	創業型	2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金) 17時締切 ※事業支援計画書発行の受付締切：2025年6月3日(火)	200万円	2/3	○小規模事業者等 ○商工会議所、商工会の各管轄地域内で事業を営んでいること。 ○小規模事業者持続化補助金＜一般型＞において、「創業枠」、「卒業枠」を採用を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと。 ○小規模事業者持続化補助金＜一般型＞第1回公募に申請中の事業者ではないこと。	○インボイス特例の適用要件について公募要領を参照。 ○補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる条件をいずれも満たす事業であることとなります。（※詳細は公募要領を参照） (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓のための取組であること。あるいは、販路開拓の取組とあわせて行う事業多様化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会、商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること (4)以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の取組(補助金、委託費、公的資金助成、介護保険からの診療報酬、介護報酬、認定価格買取制度等)と同一又は類似内容の事業 ・本事業の終了後、概ね1年以上先につながることが見込まれない事業 ・農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく農業を始めると、新たに取組む事業が1次産業（農業、林業、漁業）である事業	前年度3年以内の事業者を重点的に政策支援するため、産業界強化施策に基づく「認定受取及びこれに対する補助」による取組の取組に資するため、令和6年度分（令和6年度分）により指定された特定非営利活動法人（NPO法人）及び公益財団法人等の関係機関（NPO法人、公益財団法人）と連携して「特定非営利活動法人（NPO法人）」による支援を受けた事業者が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。 本補助事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものである。	交付決定日から2026年7月31日まで	https://r6.cobakabo.jp/#!/policy	〇問合せ先： 商工会議所地区：小規模事業者持続化補助金事務局＜創業型＞ 商工会連合会：管轄の地方事務局	
5				なし	生産設備の復旧・整備	国内	令和6補正予算 小規模事業者持続化補助金 ＜災害支援枠（令和6年度奄美半島地震）＞ (7次公募)		2025年5月16(金)～2025年7月28日(月)	直接的補償：200万円 間接的補償：100万円	2/3以内	○石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する令和6年度奄美半島地震により被害を受けた小規模事業者等及び、令和6年9月21日から大規模の被害を受けた小規模事業者等 ○商工会議所、商工会の各管轄地域内で事業を営んでいること。	○被害の証明については、それを証明する公的証明の交付（コピーでも可）を必要とします。 ①自治体の事業所長等に被害等の直接的被害を受けた旨を報告（令和6年度分（令和6年度分）により指定された特定非営利活動法人（NPO法人）及び公益財団法人等の関係機関（NPO法人、公益財団法人）と連携して「特定非営利活動法人（NPO法人）」による支援を受けた事業者が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。 本補助事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものである。 【対象事業】 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、事業再建のための取組であること。 (2)商工会、商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること	令和6年度奄美半島地震による災害（令和6年度奄美半島地震による災害）についての特定非営利活動法人（NPO法人）及び公益財団法人等の関係機関（NPO法人、公益財団法人）と連携して「特定非営利活動法人（NPO法人）」による支援を受けた事業者が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とする。 本補助事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、販路開拓等と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものである。 【対象事業】 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、事業再建のための取組であること。 (2)商工会、商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること	交付決定日から2026年10月1日まで	https://r6.cobakabo.jp/#!/policy	〇問合せ先： 商工会議所地区：小規模事業者持続化補助金事務局 商工会連合会：管轄の地方事務局	
					事業拡大・工場、物流拠点の新増設・新商品開発・新分野展開・生産性向上・生産設備の導入	国内	令和6年度補正予算 中小企業成長加速化補助金 (1次公募)		2025年5月8日(木)～2025年6月9日(月)17時8時	5億円	1/2	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要がある。	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要がある。	日本経済は、賃上げ率・国内投資ともに30年ぶりの高水準にあり、変化の速いが見られる中、多くの中小企業は、物価高や人手不足などの経営課題に直面しています。経済の好転を全国に行き渡らせるためには、中小企業全体の「稼ぐ力」を底上げするとともに、地域・インバウンドへのふるふる成長を創出していくことが重要です。 特に売上高が100億円以上の企業は、一般的に資金力や人材、施設に十分余裕があり、サイロ化・エンゲージメントの波及効果も大きいなど、地域経済を支えるインフラとしても大きな力となります。中小企業成長加速化補助金は、こうした観点から将来の売上高100億円を目指す、大規模な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的とします。	日本経済は、賃上げ率・国内投資ともに30年ぶりの高水準にあり、変化の速いが見られる中、多くの中小企業は、物価高や人手不足などの経営課題に直面しています。経済の好転を全国に行き渡らせるためには、中小企業全体の「稼ぐ力」を底上げするとともに、地域・インバウンドへのふるふる成長を創出していくことが重要です。 特に売上高が100億円以上の企業は、一般的に資金力や人材、施設に十分余裕があり、サイロ化・エンゲージメントの波及効果も大きいなど、地域経済を支えるインフラとしても大きな力となります。中小企業成長加速化補助金は、こうした観点から将来の売上高100億円を目指す、大規模な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的とします。	交付決定日から24か月以内		

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/5/12

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要													詳細								
おすすめ度																					
No	FA(工作機械・ROBOMACHINE)	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考			
7	○	○	○			なし		新事業進出・新分野展開・事業拡大・新商品開発・生産性向上		国内	中小企業新事業進出促進補助金(第1回)		2025年4月22日(火)～2025年7月10日(木)18時まで ※申請受付開始は6月頃(予定)	従業員数による上限 ・20人以下: 2,500万円 (3,000万円) ・21～50人: 4,000万円 (5,000万円) ・51～100人: 5,500万円 (7,000万円) ・101人以上: 7,000万円 (9,000万円) ※ 括弧内は、買上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合の上限額	1/2	企業の成長・拡大に向けた新事業への挑戦を行う中小企業等	○補助対象要件(基本要件) 中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新事業(※)への挑戦を行い、 (※)事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること ①付加価値額の年平均成長率が4.4%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施前年度における最低賃金の最近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施前年度における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ○基本要件外、①が未達の場合、未達成率に応じて補助金減額を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は減額を免除します。 ○買上げ特例要件 補助事業実施期間内に、以下の要件をいずれも満たすこと ①給与支給総額を年平均6.0%以上増加させること ②事業場内最低賃金を年額50円以上引き上げること ○各要件の詳細や他の要件などは、公募要綱を参照ください。	中小企業等が行う、既存事業と異なる事業への場内または新設であって、新市場・高付加価値事業への進出を図ることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じて生産性向上を図り、買上げにつなげていくことを目的とします。	交付決定日から14か月以内 (ただし採択後表日から16か月以内)	https://chusho.go.jp/ https://chusho.go.jp/	○関係先: 中小企業新事業進出促進事業 コールバック予約システム
8	○	○	○	○		なし		税制支援・生産性向上		国内	中小企業等経営強化法に基づく中小企業経営強化税制	・A類型 ・B類型 ・D類型	2025年4月1日～2027年3月31日までの期間	法人税(※1)について、即時償却又は取得価額の10%(※2)の税額控除が選択適用できます。(中小企業経営強化税制) ※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%	税制措置 即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用	○「経営力向上計画」に認定された事業者 ※税額の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。 ○要件 ・生産性向上設備(A類型): 生産性(※1)が前モデル比平均1%以上向上する設備 ・収益力強化設備(B類型): 役員利益率(※2)が年平均7%以上の設備計画に係る設備 ・経営資源集約化設備(D類型): 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の設備計画に係る設備 ※1 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか ※2 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる ○対象設備 ・機械装置(160万円以上) ・工具(30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) ・器具備品(30万円以上) ・建物附属設備(60万円以上) ・ソフトウェア(70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) ○詳細は「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」を参照	「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、計画実行のための支援措置(税制措置、金融支援、法的支援)を受けることができます。 また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。 税制措置 ○中小企業経営強化税制 青色申告を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して、認定された設備を用いた場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。 設備の種類 ・A類型: 生産性向上設備 ・B類型: 収益力強化設備 ・D類型: 経営資源集約化設備 ※C類型は廃止になりました。	「経営力向上計画」の実施期間満7時まで https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyokaku/index.html	○令和7年度改正 ○補助対象企業については事前に十分ご確認ください。		
9	○	○	○	○	○	なし		税制支援・生産性向上		国内	中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」認定による税制支援		2025年4月1日～2027年3月31日までの期間	固定資産税の課税標準を1/2または1/4に軽減 1.5%以上の買上げ表明されたもの: 3年間、課税標準を1/2に軽減 3%以上の買上げ表明されたもの: 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※2027年3月31日までに取得した設備	固定資産税の特例措置 減 1.5%以上の買上げ表明されたもの: 3年間、課税標準を1/2に軽減 3%以上の買上げ表明されたもの: 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※2027年3月31日までに取得した設備	○中小企業等 ※資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・協同組合等 ○「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者。 ○対象設備(※1) 雇用給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる買上げ方針を従業員に表明(買上げ表明)したことを位置づけた先端設備等導入計画に依り取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の承認を受けた投資利益率5%以上の設備計画に記載された3から6の設備 【減価償却資産の種類のその他の要件(最低取得価格)】 ① 機械装置 (160万円以上) ② 測定工具及び検査工具 (30万円以上) ③ 器具備品 (30万円以上) ④ 建物附属設備 (60万円以上) ※車庫と一体で課税されるものは対象外 ※1 市区町村によって異なる場合があります。 ○その他の要件 ・多量、積込移動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと	「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が、設備投資を推進して労働生産性の向上を図るための計画です。 この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を活用することができます。 税制(会社) 中小事業者等が、適用期間内に、雇用給与等支給額を1.5%以上とする買上げ方針を従業員に表明し、当該買上げ方針を位置付けて市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。 また、計画に位置付けた買上げの方針が3%以上のものである場合は、5年間にわたって1/4に軽減されます。	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyokaku/index.html	○令和7年度制度改正		
10	○	○	○			なし		税制支援・生産性向上		国内	中小企業投資促進税制		2025年4月1日～2027年3月31日	対象設備の取得価格の特例償却30%、又は税額控除7%	○個人事業主および資本金3,000万円以下の中小企業 特別償却 30% 又は 税額控除7%が選択適用 ○資本金3,000万円超の中小企業 特別償却 30%	○中小企業等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合、商店街協同組合等) ○従業員数1,000人以下の個人事業主	○特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。 ○税額控除は、中小企業経営強化税制と合わせてその事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。 ○対象設備 ・機械及び装置(1台160万円以上) ・測定工具及び検査工具(1台120万円以上、1台30万円以上かつ機能合計120万円以上) ・一定のソフトウェア【一部のソフトウェアが70万円以上、機能合計70万円以上】 ※複写して販売するための原簿、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどはなく ・建物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)	中小企業投資促進税制では、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作した場合に、取得価額の30%の特例償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyokaku/index.html	○令和5年度改正(期間延長)	
11	○	○	○			なし		税制支援・生産性向上		国内	地域未来投資促進法に基づく税制支援措置「地域未来投資促進税制」		2025年4月1日～2027年3月31日	対象資産の特別償却: 最大50%又は税額控除: 最大6%	○機械装置・器具備品 特別償却35% 又は 税額控除4% ○機械装置・器具備品(上乗せ要件を満たした場合) 特別償却50% 又は 税額控除5% 又は6%(※中堅企業枠) ○建物・附属設備・構築物 特別償却20% 又は 税額控除2%	青色申告法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業者	○STEP1: 都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認 地域経済牽引事業計画の承認を受けるためには、都道府県及び関係市区町村が作成する基本計画に適合する地域経済牽引事業計画を策定する必要があります。 <地域経済牽引事業の要件> ①地域の特性の活用、②画一的付加価値の創出、③地域の事業者に対する経済的効果 STEP2: 国(主務大臣)による課税特例の承認 <課税特例の要件> ①先進性を有すること ②労働生産性の伸び率が5%以上(中小企業等が4%)又は投資収益率が5%以上 ③設備投資額が1億円以上 ④設備投資額が前年度達成目標額の25%以上であること ⑤対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑥計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率5% <上乗せ類型> ⑦労働生産性の伸び率5%以上、かつ投資収益率5%以上であること ※<上乗せ類型A1>>(2019年4月1日以降に承認を受けた事業が対象) 直近2事業年度の付加価値増進率が6%以上、かつ承認地域経済牽引事業で1億円以上の付加価値額を創出すること ※<上乗せ類型A2>>(2023年4月1日以降に承認を受けた事業が対象) 直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上かつ、3億円以上の付加価値額を創出すること ※<上乗せ類型B>>(2024年9月2日以後に承認を受けた事業が対象) 中堅企業であって、「パートナーシップ構築事業」の登録を受けており、かつ、設備投資額10億円以上であること ※<上乗せ類型A3>>(2025年4月1日以後に承認を受けた事業が対象) 地域経済の成長、発展に特に資する事業に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上かつ、承認地域経済牽引事業で1億円以上の付加価値額を創出すること	地域未来投資促進税制では、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却(最大50%)又は税額控除(最大6%)を受けることができます。 本税制措置を受けるためには、 ・都道府県による地域経済牽引事業計画の承認(STEP1)の上、 ・国(主務大臣)による課税特例の承認(STEP2)に加えて、 ・租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。	https://www.meti.go.jp/keiei/kyokaku/material.html		
12	○					なし		生産設備の省エネ化		国内	令和6年度補正省エネルギー投資促進支援事業 機械メーカー向け情報「『(III)設備単位型』の補助対象設備の製品型番登録の告知」 https://sii.or.jp/setsubi06/material.html	(III)設備単位型	2025年3月3日(月)～ ※登録は上記の開始日以降、随時受け付け、登録審査を行います。 ※登録申請からSIIホームページに公表されるまでに、1か月以上かかる可能性があります。 その点を念頭において申請してください。 ※内容に不備がない製品型番は、受理されたのち約3週間程度で登録・公表予定です。			製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の条件を全て満たす必要があります。 ①国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る)。 ②製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること(※設備保証(PLG)に規定する製造業者等)。 ③経済産業省から補助金等停止措置又は廃止措置が講じられていない者であること。	○本事業の「(III)設備単位型」の補助対象設備になるためには、製造メーカーによる製品型番登録が必要です。 ・生産設備への対象 ・工作機械: 旋盤(ターニングセンタ含む)、マシニングセンタ、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯車加工機、放電加工機 ・プラスチック加工機械 ・プレス機械 ・印刷機械 ・ダイカストマシン	「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」では、業績継続的に導入される「ユティリティ設備」、及び「生産設備」(以下、「指定設備」という)について、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる向上を図ります。 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金には、以下の2つの事業区分があります。 (III) 設備単位型: 特定のユティリティ設備、生産設備の更新支援 (IV) エネルギー需要最適化型: エネルギー事業者のエネルギー管理支援サービスによる支援 このうち (III) 設備単位型は、補助対象設備として登録された指定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します。	https://sii.or.jp/setsubi06/material.html	○関係先: 一般社団法人電機共創イニシアティブ 事業第1部 製品型番登録担当 ○「(III)設備単位型」の補助対象設備の製品型番登録の告知です。	

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/5/12

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要													詳細					
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分野	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
13	○	○				生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年6月25日(火)～ 2026年9月30日(水) 随時受付 (応募・交付申請) ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。 ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※賞上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ	従業員数5名以下：200万円 (300万円) 従業員数6～20名：500万円 (750万円) 従業員数21名以上：1,000万円 (1,500万円) ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※賞上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ	1/2以内	人手不足の状態にある中小企業等	○基本要件 本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組む事業であって、以下の指標及び公表要領の「4-1」に記載する要件を満たす事業計画に基づいて行われるものを補助対象とします。 また、交付決定を受けた場合においても、全額を受け取ることができるとは限らないことに留意ください。 なお、交付決定を受けてから実績報告を行うまでを補助事業期間、交付決定を受けてから補助事業が終了してから3回目の効果報告を提出するまでを事業計画期間とします。 ○労働生産性の向上目標 補助事業終了後3年間毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率(CAGR) 3.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに取り組む必要があります。 ○賞上げの目標 下記2点を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額を規程内の額に引き上げます。(※補助上限額は、交付申請時点での従業員数によって異なります) 1)事業期間中最低賃金を45円以上増加させる 2給与支給総額を6%以上増加させる ※申請時に賞金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要 ○詳細は公募要領を参照ください。	補助対象 中小企業省力化投資補助事業は、令和3年度からの3年間を事業期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値創出や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とする。その際、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものをあらかじめ登録・掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡単に即効性がある省力化投資を促進する。 補助対象 本補助金の各製品カテゴリ(※1)の省力化製品(※2)の製品カタログに掲載された製品(詳細は本補助金の4Pを参照) ※1 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の機能を発揮する製品であり、その動作原理や外観、規模等において大きな違いのものを区別するための分類を指す。工業系等が、会員企業等の製品カテゴリへの登録の要領等を踏まえ、中小企業等に対して、製品カテゴリの登録申請を行い、中小企業等が実用省庁等と協議して、製品カテゴリの認定を行う。 ※2 省力化製品 「省力化製品」とは、省力化製品製造事業者が製造し、省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された汎用製品を指す。 製品登録においては当該製品カテゴリの省力化指標を満たすかを工業系等及び事務局において審査し、中小企業等において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようにする。	交付決定日から12か月以内	https://shoyokoku.smg.co.jp/	○問合せ先：中小企業省力化投資補助事業ポータルセンター
14	○	○				生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。 【製造メーカ向け情報】 審査担当工業会： (一社)日本工作機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・5軸制御マシニングセンタ ・複合加工機		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。 ○製品登録要件 (1)概要事項 ①定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業務の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ※単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること ④汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑤販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。※税法上の機械設備又は器具備品であること。 ⑥販売が開始されており、製造・販売された実績を3年以上有していること。 ⑦販売上の機械設備又は器具備品であること。 ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要綱などを参照ください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡単に即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値創出や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		https://shoyokoku.smg.co.jp/manual/entry/	○問合せ先：カタログ登録サポートセンター	
15		○				生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。 【製造メーカ向け情報】 審査担当工業会： (一社)日本鋳造協会 対象の「製品カテゴリ」 ・鋳物用自動バリ取り装置 ・鋳造用自動注湯機			①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。 ○製品登録要件 (1)概要事項 ①定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業務の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ※単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること ④汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑤販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。※税法上の機械設備又は器具備品であること。 ⑥販売が開始されており、製造・販売された実績を3年以上有していること。 ⑦販売上の機械設備又は器具備品であること。 ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要綱などを参照ください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡単に即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値創出や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		https://shoyokoku.smg.co.jp/manual/entry/	○問合せ先：カタログ登録サポートセンター	
16	○	○				生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。 【製造メーカ向け情報】 審査担当工業会： (一社)日本鍛圧機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・プレス用多関節ロボット ・鍛圧・板金加工用バリ取り装置 ・パイプベンダー用投入・排出口ロボット			①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。 ○製品登録要件 (1)概要事項 ①定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業務の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ※単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること ④汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑤販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。※税法上の機械設備又は器具備品であること。 ⑥販売が開始されており、製造・販売された実績を3年以上有していること。 ⑦販売上の機械設備又は器具備品であること。 ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要綱などを参照ください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡単に即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値創出や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		https://shoyokoku.smg.co.jp/manual/entry/	○問合せ先：カタログ登録サポートセンター	

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)・ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/5/12

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要														詳細				
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助総額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
17		○				生産性向上	国内	DXオートメーション補助金 (船舶産業製造工程最適化推進事業費補助金) (二次募集)		2025年4月11日(金)～2025年6月2日(月) 17時	4,000万円	1/2以内	造船事業者又は船用工業事業者	○対象事業の要件 ①製造工程の効率化：部材の選定、塗装、運搬等の船舶又は船用機器の製造又は製造に関わる主要な工程の効率化を図るものであり、省人化や工数削減等の具体的な達成目標を設定するものであること。 ②DXオートメーションの実施：次のいずれか又は両方を含むものであること。 ア) 船舶・船用機器の製造工程において、人が行っている単純な作業を自動化・最適化するロボット・機械等の技術開発・実証 イ) アのロボット・機械等の導入につながるソフトウェア等の開発 なお、ロボット・機械等の開発・導入に限らず、船舶・船用機器の製造工程において、人が行っている複雑な作業を自動化・最適化することで省人化や工数削減につながる技術開発又は実証であれば、デジタルデータを活用した技術開発又は実証等も可能とする。 ③事業の新規性：次のいずれかの要件を満たすこと。 ・補助対象事業に、船舶産業においてこれまでに開発や実証が行われていない新たな技術要素又は発想が含まれていること。 ・技術開発又は実証を行う対象が、船舶産業においてこれまでに十分に確立されていないものであること。 ④成果の普及：①及び②を実現するための具体的な手法が、同業他社をはじめとする他の企業で利用可能なものであること。また、補助対象事業による成果の普及に向けた取組を、補助対象事業の実施中に行う又は終了後に行う予定であること。	船舶・船用機器の製造工程において、ロボット・機械等により人が行っている複雑な作業を自動化・最適化することで省人化や工数削減を図る技術（DXオートメーション技術）の開発・実証を支援します。そして、本補助金によって開発・実証された技術を広く普及させることにより、船舶産業全体の効率化と人手不足への対応を図ります。	交付決定日～2025年度末まで	https://www.mhi.co.jp/csr/press/3rd/05_09_02/96.html	○関係先：国土交通省 海事局 船舶産業課
18	○		○	○		生産性向上・新分野展開・事業転換・業種転換	北海道	2025年 中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金 (デジタル技術補助金)		2025年3月19日(水)～2025年5月19日(月)	通常枠：200万円 買上げ枠：300万円	通常枠：1/2以内 買上げ枠：3/4以内	道内の中小・小規模企業等	○買上げ枠 ①買上げ枠（実施予定）：申請日から補助事業完了日までの間に、常時使用する従業員の平均賃金を2024（令和6）年12月時点と比較して3.5%以上引き上げる旨の誓約書を提出。 ②買上げ枠（実施済み）：2025年1月から申請日までの間に、常時使用する従業員の平均賃金を2024（令和6）年12月時点と比較して3.5%以上引き上げ済み。	中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金は、エネルギー価格高止まり等の影響を受ける道内中小・小規模企業等の生産性向上等を図るためデジタル技術導入に要した経費の一部を補助することにより経営改善の取組を促進することを目的とする。	交付決定日～最長2026年1月9日まで	https://digital-support/025-hokkaido/	○関係先：デジタル技術導入補助金2025事務局
19		○				生産性向上・生産設備の省エネ化	北海道	令和7年度 省エネルギー設備導入支援事業費補助金		2025年4月14日(月)～2025年6月13日(金)	500万円 (コンソーシアムの場合) 1,000万円	1/2以内	① 北海道内に事業所又は事業所を有する法人 ② ①と共同で事業を実施するリース事業者 ③ 複数の①による共同体（コンソーシアム） なお、コンソーシアムにはそのリース事業者を含めることも可。	○省エネルギー効果を実数的に示すことができる事業 省エネセンター・地域プラットフォーム構築事業者による診断、エネルギー管理士による診断(省エネ設備に特許等権利) などを活用した場合、省費促進の対象となります。 ○設備導入前と比較して、年率 20%以上 (※) のエネルギー削減効果が見込まれる事業 ※当該設備の比較で OK	本事業は、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が見込める設備の導入に対して、予算の範囲内で補助するものです。 補助対象事業 産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備を導入する事業であって、かつ、次のいずれにも該当している事業 ・補助対象者が街区等の連内の複数の建物、街区、エリア等を対象に面的に取り組む事業 又は、サブライチェーンを構築する複数の事業者によって行う事業 ・省エネルギー効果を実数的に示すことができる事業 ・事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業 ・他の道事業に採択されたことがない事業 ・補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行う事業 ・設備導入前と比較して、年率 20%以上のエネルギー削減効果が見込まれる事業	交付決定日～2026年2月27日まで	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/keizai/kyosei/07790541.html	○関係先：北海道経済課 セロカーボン推進員 企画課 課 省エネルギー係
20		○		○		新商品開発および事業化	札幌市/北海道	2025年度 ものづくり開発・グリーン成長分野推進補助金（札幌市補助事業）		2025年4月1日(火)～2025年5月16日(金)17時必着	500万円 (環境関連分野：1,000万円)	1/2以内 (環境関連分野：2/3以内)	下記の要件を満たす中小企業者、組合等を対象とする。 ※「さっぽろ連携中核都市圏」を構成する市町村の区域内に本社を有する企業 ① 札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町 ②「さっぽろ連携中核都市圏」を構成する市町村は以下のとおり。 市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町 (2)設立後1年以上経過していること。 (3)事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること。	○注意事項 ・国や道など、他の助成制度（補助事業、委託事業）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請ができません。 ・2023（令和5）年度、2024（令和6）年度の2ヶ年連続して当該事業の交付を受けた事業者は、本年度の当該事業へ応募することはできません。 ・本補助金の交付を受けた事業者は、同一年度かつ同一テーマで他の助成制度への交付申請を行うことはできません。	札幌市の様々な産業をけん引する「重点分野」、札幌市産業全体の底上げが期待される「ものづくり分野」及び「環境成長分野」において、「さっぽろ連携中核都市圏」内の企業等が共同で新製品、新技術開発（既製品の改良を含む）の取り組みを支援することによって、圏域内の経済の活性化を図っていくことを目的とします。	交付決定日から2026年3月9日まで	https://www.mosaiic.jp/jp/kyosei/kyosei/post/5024.html	○関係先：公財）北海道科学技術総合振興センター（リースデスク制） ビジネスソリューション支援部
21			○			生産性向上	札幌市/北海道	2025年度 ものづくり企業ロボット導入モデル補助金		2025年4月28日(月)～2025年6月6日(金)17時	500万円	2/3以内	下記の①と②の双方を満たす者 ①札幌市内に登記上の本店を有する製造業及び建設業の中小企業者等 ただし、建設業については工事で使用する資材の加工等を行うための常設の拠点を有するものに限る。 ②さっぽろ連携中核都市圏を構成する市町村（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）の区域内に所在する工場等の製造拠点を有する者	○国や道など、他の助成制度（補助事業、委託事業）等による財政的支援を受けている同一事業の同一事業（予定を含む）は交付申請ができません。 ○補助事業の終了後、札幌市ないしはリースデスク制団が主催又は後援する成果報告会、セミナー等において事業の成果を発表していただくことがありまして、公開可能な取組を申請していただくこと。 ○補助事業の内容又は補助事業に関する経費を変更する場合には、あらかじめ計画変更承認申請書を総経理事務長に提出し承認を受ける必要があります。	製造業及び建設業の中小企業者等におけるロボット導入を通じた省人化のモデルケースを創出し、人手不足の解消を図ることを目的としています。 対象事業 以下の分野における新製品、新技術の開発（既製品の改良を含む）に関する取り組み ①圏域内の製造拠点におけるロボット導入の取組み ②導入するロボットが日本工業規格（JIS B0134:2015）で定義される産業用ロボットであること （サービスロボット、ソフトウェアロボットは対象外） ③広くロボット導入を通じた省人化のモデルとなる取組み	交付決定日～2026年3月9日まで ※2026年2月28日（土）までに支払われた経費が補助対象	https://www.mosaiic.jp/jp/subsidy/post/31134.html	○関係先：札幌市科学技術総合振興センター（リースデスク制） ビジネスソリューション支援部
22		○		○	○	生産設備の導入	札幌市/北海道	令和7年度 ものづくり企業先端産業参入支援補助金		2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金)12時必着	100万円	1/2以内	製造業または建設業を営む市内に本社を有する中小・中堅企業等	○国や道など、他の助成制度（補助事業、委託事業）等による財政的支援を受けている同一事業の同一事業（予定を含む）は交付申請ができません。 ○補助事業の終了後、札幌市ないしはリースデスク制団が主催又は後援する成果報告会、セミナー等において事業の成果を発表していただくことがありまして、公開可能な取組を申請していただくこと。 ○試験製造に係る取組 試験製造に係る取組は、さっぽろ連携中核都市圏内の事業所とし、また、対象となる取組は、JISQ10000、Nadap認証及びその他市長が認める取組とします。 ○試験製造に係る取組 試験製造に係る取組は、さっぽろ連携中核都市圏内の事業所とし、また、対象となる取組は、JISQ10000、Nadap認証及びその他市長が認める取組とします。 ○試験製造に係る取組 試験製造に係る取組は、さっぽろ連携中核都市圏内の事業所とし、また、対象となる取組は、JISQ10000、Nadap認証及びその他市長が認める取組とします。	新分野や宇宙、半導体、浮上風力分野など、高度な技術を要し、かつ今後の高度成長が期待される産業（以下「先端産業」という。）及びその関連産業へのものづくり分野（製造・建設）における市内企業の参入を支援することを目的とします。 対象事業 先端産業及びその関連産業への参入取組において必要な取組であり、かつ以下の各号のいずれかに該当する取組とします。なお、複数の取組を補助対象事業とすることができます。 ① 市場調査に係る取組、② 人材育成に係る取組、③ 機械設備等の導入に係る取組、④ 認証取得・更新に係る取組、⑤ 展示会出展に係る取組、⑥ 試験製造に係る取組	交付決定日～2026年3月10日まで	https://www.city.sapporo.jp/keizai/kyosei/07790541.html	○関係先：札幌市産業振興部産業振興課ものづくり産業係
23		○		○	○	生産性向上・新商品開発	岩手県	令和7年度 中小企業者等買上げ環境整備支援事業費補助金		2025年4月14日(月)～2025年5月28日(水) 17時	200万円	2/3	県内に主たる事業所又は工場を有する中小企業者又は小規模事業者	○応募申請時点で経営革新計画の承認又は経営革新計画の変更の承認を受けていること。 ただし、同じ事業計画期間の3～5年の間に、給与支給総額を年平均2.0%以上増加させる見込がある旨の報告を有すること。 ○「パートナーシップ構築宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録されていること。 ○国（独立行政法人を含む。）、県又はその他の地方公共団体等、他の補助金、助成金等を利用する経費でない事業	経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切な円滑な価格転嫁や買上げのための価格転嫁に取り組む市内の中小企業・小規模事業者の新たな設備投資、人材育成及び販路拡大に関する取組に対し、補助金を交付します。 経済的環境の変化に対応した経営革新の取組が広がることを通じて、より多くの中小企業・小規模事業者が、地域経済を牽引する企業としていくことを支援するものです。	交付決定日から2026年2月27日まで	https://www.pref.iwate.jp/keizai/kyosei/07790541.html	○関係先：岩手県労働経済部経営支援課 中小企業振興部
24		○		○	○	生産性向上・生産設備の省エネ化	北上市/岩手県	令和7年度 北上市省力化・省エネ設備投資応援補助金		2025年4月1日(火)～2026年1月31日(日)	200万円(※) ※国の補助金と合わせた金額	国の補助金と合わせて事業費の80%補助(※) ※国補助金の補助率によって、市の補助率が変動	市内に事業所を有する中小企業者	○令和7年4月1日以後に下記いずれかの国補助金の交付決定を受けていること ・中小企業者力化投資補助金 ・サービス等生産性向上IT導入支援費補助金 ・省エネルギー投資促進・需要喚起転換支援事業費補助金 ・省エネルギー投資促進支援事業費補助金 ・中小企業環境配慮金(省エネ)支援費補助金(設備投資を行ったものに限る。) ○同一事業に対して北上市生産性向上サポート補助金の交付決定を受けていないこと	人手不足や物価、エネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者の経営環境整備を支援するため、国の補助金を活用し省人化や省エネルギー化を推進する設備投資等を行うものに対して、市独自の上限支援補助を実施します。 対象事業 経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当する事業	交付決定日から2026年1月31日まで	https://www.city.hirakawa.jp/keizai/kyosei/07790541.html	○関係先：北上市 商工部 産業雇用支援課 工業係
25		○				生産設備の省エネ化	秋田県	令和7年度 ものづくり革新総合支援事業 (省エネ生産設備更新型)		2025年4月7日(月)～2025年5月16日(金)	1,000万円	2/3以内	○県内に主たる事業拠点を有する中小企業者（製造業） ※みなし大企業ではないこと。	○省エネルギー化を目的とした場合 原則として更新が対象となります。 デマンドコントローラー等の新たに付属させることにより既存設備の省エネルギー化につながる場合は新規導入も支援対象となります。 ○省人化を目的とした場合 この場合に限り、更新に加えて新規導入支援対象となります。 ただし、新規取組の場合は、国の予算で実施している下記の事業で対象となる設備に限ります。 ・令和5年度補正「省エネルギー投資促進支援事業」(Ⅱ) 施設設備導入事業 ・令和6年度補正「省エネルギー投資促進支援事業」(Ⅱ) 設備導入型 ○県内に所在する事業拠点における取組であること。 ○事業に際しては省エネルギー化又は省人化を図る取組であること。 ○同一の取組において、国又は秋田県が実施する他の補助金等で交付決定を受けているものは対象外。 ※ 国又は秋田県が実施する他の補助金との併用はできません。 ※ ただし、市町村の補助事業において本事業との併用を認めている場合は、併用は可能です。	本事業は、新規性・革新性の高い取組や積極的な生産性の改善、新分野進出の取組により、競争力の強化を図ろうとする革新的な事業者を支援し、付加価値の更なる向上や輸出を促すことを目的としています。 省エネ生産設備更新型においては、電力等価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている事業者のエネルギー効率を高めるための取組、及び生産工程の省人化を図る取組を支援し、中長期的な生産性の向上と経営基盤の強化を促進することを目的としています。	交付決定後～2026年2月28日まで	https://www.pref.akita.jp/keizai/kyosei/07790541.html	○関係先：秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム
26		○				新分野展開・生産拠点整備	秋田県	令和7年度 デジタルを活用した食のリーディングカンパニー育成支援事業費補助金		2025年5月19日(月)～2025年6月16日(月)12時必着 ※事前相談は2025年5月7日(水)～2025年5月30日(金)	1,000万円	2/3以内	10年後の売上げ額が20億円以上の目標を抱える事業者で、以下のすべてを満たす中小企業事業者（みなし大企業・個人・個人事業主は除く。） ・食品製造事業者（飲食業を除く・食品製造業系、食品加工業等） ・成長戦略の主たる事業拠点が県内にあること ・5年間で次の基準を達成する事業計画であること ①労働生産性の伸びが年平均3.0%以上 ②給与支給総額及び月給額の伸びが年平均1.5%以上 等	○当該企業の生産拠点、又は、開発拠点が秋田県内で1年以上の実績があり、事業計画の主たる拠点を秋田県内に設けること。 ○販売の展開期における年間の売上げが2億円以上、又は、直近5年のうち2年以上の売上げが2億円以上であること。 ○事業経費の10%以上（各年毎）をAI、IoT等のデジタル関係経費へ投資することをも条件 ○補助事業が複数年にわたる場合、対象期間は最長2ヶ年としますが、事業としては年ごとにと別々のものとなります。	食品産業のリーディングカンパニーを目指す事業者に対して、事業計画の策定や事業規模拡大に向けた取組の資金支援を実施するとともに、デジタル技術の積極的な導入による経営規模の拡大や生産性及び企業価値の向上に資する取組等に必要経費を補助します。	交付決定後～2026年2月27日まで	https://www.pref.akita.jp/keizai/kyosei/07790541.html	○関係先：秋田県観光文化スポーツ振興課 食のあきた推進課 食品工業チーム

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/5/12

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要														詳細				
おすすめ度																		
No	FA(工作機械、ROBOMACHINE)	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助用途額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
38	◎	◎	◎			なし	福島県	福島復興再生特別措置法による課税の特例（税制優遇） 【事業再開、企業立地促進に係る税の優遇措置】（企業立地促進税制）		事業実施場所の避難指示解除後から7年以内		①機械・装置、建物等を取得した時の特別償却又は税額控除 ・特別控除（機械・装置等：即時償却、建物等：25%） ・税制控除（機械・装置等：15%、建物等：8%） ②避難対象雇用者等に対する給与等支給額の20%を税額控除 ③将来の事業再開に向けて準備する事業者の最大3年間の課税繰り延べ	① 平成23年3月11日時点で、避難指示の対象となった区域内に事業所が所在し、避難解除後7年を経過しない区域※または認定特定復興再生拠点区域で事業再開する法人・個人事業者【知事の確認が必要です】 ② ①以外で、避難解除後7年を経過しない区域（※1）または認定特定復興再生拠点区域内において新規に事業を計画する法人・個人事業者【知事の認定が必要です】（※2） ※1 該当する市町村：南相馬市、川俣町、楢葉町、川内村、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」の認定	○申請対象地域 被災地復興区域（避難解除区域、認定特定復興再生拠点区域） 避難解除区域復興再生事業） 雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業		https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/tyokucho1052.html	○問合せ先：福島県 企画調整部 企画課 ○詳しくは上記へお問合せください。	
39	◎	◎	◎			なし	福島県	福島復興再生特別措置法による課税の特例（税制優遇） 【福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置】（イノベ税制）		2021年4月～2026年3月31日		①機械・装置、建物等を取得した時の特別償却又は税額控除 ・特別控除（機械・装置等：即時償却、建物等：25%） ・税制控除（機械・装置等：15%、建物等：8%） ②避難対象雇用者等又は特定雇用者に対する給与等支給額の15%を税額控除 ③開発研究用資産の特別償却及び税額控除	○申請対象地域 新産業創出等推進事業促進区域（福島国際研究産業都市区域（15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域） ※1 福島国際研究産業都市区域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、新地町、飯館村の15市町村）の一部区域 ※2 「新産業創出等推進事業実施計画」の認定	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の発展を支援するため、新産業創出等推進事業を行う事業者に対して、課税の特典措置を講じます。 新産業創出等推進事業） 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁で定められた事業		https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/tyokucho1052.html	○問合せ先：福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 ○詳しくは上記へお問合せください。	
40	○					なし	福島県	福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援補助金（エネルギーコスト削減補助金）		2025年3月24日(月)～2025年5月23日(金)17時00分 ※期間内であっても、応募申請額が予算額に達した時点で申請を締め切ります。	300万円	2/3以内	県内に本社又は工場等を有する中小企業等	○補助要件 ・更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により減少していること。 ・製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入先、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が減少する証明を受けること。 ・令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料費の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の3か月と比較し、上回っていること。	県内中小企業者はエネルギー単価の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい経営環境に置かれています。省エネルギー設備の導入・更新、機械等への更新を支援することにより、エネルギー単価の高騰に耐え得る足踏の強い中小企業等への定着を促進し、地域経済の持続的成長の実現を図ります。また、省エネによるCO2排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO2排出量の約75%を占める事業活動における現場負荷の軽減に寄与していきます。	交付決定日～2025年11月28日(金)	https://fukushima-energyaid.jp/	○問合せ先： 福島県中小企業団体中央会 エネルギーコスト削減補助金事務局 （福島県中小企業団体中央会 経営支援課）
41	○	○				なし	墨田区/東京都	令和7年度墨田区生産性向上等支援補助金		2025年4月1日(火)～2025年12月26日(金)	400万円	2/3	墨田区内に1年以上主たる事業所を有する中小事業者	○すみだビジネスサポートセンターへの事前相談は必須です。（事前予約制） ○対象経費 ・工作機械、測定機器等の機械及び装置の導入経費（1台分 中古・リース可） ※1年以上上期使用している区内事業所等に設置する機械等が補助金の対象。 ○対象経費について国・都・区等が実施する他の制度（補助金）の支援を受けていないこと。	区内中小企業の特長的な発展を後押しするため、ものづくりの製造過程において使用する工作機械、測定機器等、生産性の向上に資するものを導入する際の経費の一部を補助します。		https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_kyosaku/saigyo/kyokai/kyokai/kyokai.html	○問合せ先：墨田区産業観光部 経営支援課
42	○	○	○			なし	荒川区/東京都	荒川区製造業等企業価値向上支援事業補助金		2025年4月9日(木)～2026年2月16日(月)	一般：100万円 特例：300万円	1/4または1/3（※） ※小規模企業者の場合	区内に本社を有する製造業等の中小企業者	○採用等を含め、実用・設備等を導入する前に相談が必要。 ○特例の適用要件 (1)経営革新計画の承認を受け、かつ計画に沿った設備を導入する事業者。 (2)先端設備等導入計画の認定を受け、かつ計画に沿った設備等を導入する事業者。 (3)エコアクション21の認証又はISO14000シリーズの認証を受け、かつ認証された内容に沿った設備等を導入する事業者。 (4)東京都中小企業振興公社が実施するBCP実践促進助成金の交付決定を受け、かつ交付決定の目的に沿った設備等を導入する事業者	荒川区では、中小企業者の生産性向上及び企業価値向上を目的とした補助を行っています。 補助金メニュー 補助金メニューは以下の4つあり、「(1)生産性向上設備投資補助」が対象です。 (1)生産性向上設備投資補助 生産活動、販売活動、後援活動、後援提供活動その他の収益を得るために直接的に必要なものであり、かつ計画期間3年以内で年平均1パーセント以上の労働生産性を向上させるために必要な設備の設置 (2)ダイバーシティ経営推進補助 多様な人材が働きやすい職場環境を整備するために必要な設備の設置 (3)ICT導入補助 ICTを用いて、業務効率化や生産性向上に寄与するために必要なシステムの構築及び導入等 (4)BCP実践設備投資補助 公社BCP助成金交付要綱による助成対象事業として規定されている設備等の導入	交付決定日から2026年3月31日まで	https://www.city.aburatsubo.lg.jp/sangyo/sangyo/sangyo/sangyo/sangyo.html	○問合せ先：経営支援課経営支援係
43	○	○				なし	荒川区/東京都	令和7年度荒川区中小企業GX経営推進支援事業補助金		2025年4月4日(金)～2026年2月16日(月)	一般：100万円 特例：200万円	一般：1/2 特例：2/3	区内に本社を有する中小企業者（※） ※大企業が経営に実質的に参画しないこと	○対象設備の「①生産、販売等事業活動に必要な設備」は、事業活動において現に使用している設備を同等以上の出力・能力を有する設備に更新するものであって、新規設備が既存設備と比較してエネルギー使用量の削減が10%以上見込まれるもの又は既存設備の発売から10年以上経過後に新たに発売されたものを導入する場合が対象です。 ○同一の申請者について補助額が合計100万円（特例利用の場合は、200万円）になるまで、異なる種類の設備の導入に関して、補助金を利用できます。 ※注1 同一年度において、同じ種類の設備の導入に関しては、補助金を利用できません。 ※注2 同一年度において、特例の利用は1回限りです。 ○特例：ISO14001、ISO50001、エコアクション21又はエコステージ（ステージ2以上）のいずれかの認証を受けている場合。	区内中小企業の振興が、経済と環境の好循環を目指すグリーン・トランスフォーメーション（GX）経営に取り組むために行う設備投資に要する経費の一部を補助します。これにより、GX経営に取り組むことによるブランド価値を強化した競争力強化及びコスト削減による経営基盤強化を促進し、持続的な事業活動の持続化等を支援します。 対象事業） 経済と環境の好循環を目指すGXの実現につながる事業用途規定の設備の導入を行うもので、以下の6種類の設備の導入が対象です。 ①生産、販売等事業活動に必要な設備 ②空調設備 ③照明設備 ④小型ボイラー設備 ⑤再生可能エネルギー設備 ⑥蓄電池	2026年3月31日まで	https://www.city.aburatsubo.lg.jp/sangyo/sangyo/sangyo/sangyo/sangyo.html	○問合せ先：荒川区 産業経済部 経営支援課経営支援係
44	○	○				なし	足立区/東京都	令和7年度省エネルギー対策工場設備更新補助金		2025年4月1日～2025年11月28日	500万円	購入本体価格の1/2	製造業の中小企業者	○申請前の相談が必要です。（予約制） ○製造業の事業者は、更新する生産機器について 事前相談のうえ、省エネ診断を受けてください。 ○次に掲げる要件を全て満たす生産機器に更新する者であること。 (1)省エネ診断により生産機器の更新による二酸化炭素の削減効果が10%以上見込めること。 (2)更新前の生産機器と同種の生産機器に更新すること。 (3)5年以上経過後に足立区内で使用する見込みがある生産機器であること。 (4)過去にこの要綱に基づき交付決定に係る生産機器でないこと。 (5)期間の経過と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく工場の閉鎖認可日から1年以上経過していること。（認可工場） ※その他詳細は募集案内をご確認ください。	エネルギーを大量に消費する製造業が脱炭素化促進のために、省エネ機器への更新を行い消費電力量の削減、温室効果ガス削減量を増加させること、経費の一部を区が補助することで、区内の製造業社会への転換の一助となることを目的としています。 対象経費） 生産設備などの省エネ機器への更新		https://www.city.adachi.lg.jp/sangyo/sangyo/sangyo/sangyo.html	○問合せ先：足立区役所 生活環境保企画課 公共関係係 ○申請前の事前相談が必要。
45			○			なし	足立区/東京都	令和7年度IT・IoT導入補助金		2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金)	IT活用：75万円 IoT活用：150万円	2/3以内	足立区内の個人事業者及び中小企業者	補助交付対象） 補助交付対象に要する経費のうち、補助交付額が決定した日 翌日以後に発生する経費で、かつ令和8年3月19日まで に 支払いを完了するもの。 (1)IT活用 ・ITツールまたは新たな設備の導入による経費 ・特定業務向けのクラウドサービス利用料、専門家相談経費 ・特定業務用アプリケーションの費用及びカスタマイズなどのためにシステムベンダーに支払った費用 (2)IoT活用 ・複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）の費用 ・システム構築、ソフトウェア開発に係る経費、専門家相談経費 ※(1)と(2)の併用はできません。	この事業は、事業者が自らの痛みと喜びを踏まえた経営上の課題を見出すとともに、自社でIT・IoTを導入活用することで、生産性向上及び業務の効率化等の実現を支援するものです。また、この支援を通じて、区内産業の活性化と産業発展を図ることを目的としています。		https://www.city.adachi.lg.jp/sangyo/sangyo/sangyo/sangyo.html	○問合せ先：足立区 産業経済部 企画課 経営支援課 イノベーション推進担当

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/5/12

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要														詳細				
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
56	○	○	○			生産性向上・生産設備の省エネ	新潟市/新潟県	新潟市省電力化・省エネ化補助金		2025年3月3日(月)～2026年2月27日(金) ※申請には、事前相談が必要	区分A：200万円 区分B：500万円 区分C：1,000万円	区分A：10％（※） 区分B：20％（※） 区分C：30％（※）	○市内の工場及び物流施設（日本標準産業分類に掲げる製造業、新築業、出版業、道路運送業、倉庫業、こん包業、海運運送業に属する業の用に供する事業用）に設備投資を行う中小企業者 ※建設業、卸売業、小売業（製造小売業を含む）等は対象になりません。	○対象経費 取得価額160万円以上の「機械及び装置」並びに「ソフトウェア」の導入経費 ○交付要件 【区分A】以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの ①作業効率化：20％以上改善 ②下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を20％以上削減、②省エネ効果20％以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの 【区分B】以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの ①作業効率化：30％以上改善 ②下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を30％以上削減、③省エネ効果30％以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの 【区分C】以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの ①作業効率化：40％以上改善 ②下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を40％以上削減、③省エネ効果40％以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの (3)導入設備から製造された製品又は部品を構成する部材がCO2 排出量削減に寄与するものであり、工場の炭素生産性が年1％以上向上するもの ※製造業のみ対象	市内の工場及び物流施設に設備投資を行う中小企業者に対し、補助します。		https://www.city.niigata.lg.jp/business/kiyou/aiuekaseido_watoku/shiyoukyoku-sha.html	○問合せ先： 新潟市役所企業課教課、各区域所の担当課 ※区分Cを検討している場合は、新潟市役所企業課教課 ○申請前に設備投資計画の事前相談が必要
57		○	○			生産性向上	長岡市/新潟県	令和7年度イノベーション加速化補助金（デジタル技術活用事業）	デジタル化による設備・システム・サービスの導入や活用を行う事業	2025年4月1日(火)～2025年5月30日(金)	200万円	1/2以内	市内に事業所を有する中小企業者等	○申請前に、まずは事前相談申込書を長岡市商工部産業支援課に提出してください。 ○同一の事業者が、2つ以上の事業を申請することはできません。	デジタルビジネスニーズの事業化に取り組み中小企業者等を支援します。 【対象事業】 以下の対象事業の内、有効な①の事業についてのみ記載 ①デジタル化による新たなビジネス転換や生産性向上等を目的とした設備・システム・サービスの導入や活用を行う事業 ② ECサイト等のWeb販売サイトへの出店事業	交付決定日から事業が完了する日（最長で2026年2月28日）まで	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyo/sonota/it-techody/gaiou.html	○問合せ先：長岡市 商工部 産業支援課 ○事前相談が必要です。
58	○	○	○			生産性向上	静岡県	令和7年度航空機産業設備投資事業費補助金		2025年4月1日(火)～2025年5月16日(金) 正午必着 ※事前相談：2025年4月30日(水)まで	1,500万円	1/2以内	県内に本事業を遂行する主たる事務所・事業所を有する中小企業等	○補助金の交付申請時において以下に掲げる航空機製造に関する認証を取得している航空機製造機体の整備、修理、点検を行う者（「航空機製造に関する認証」 ・AS/EN/JISQ9100 ・Nadcap	県内航空機産業の振興を図るため、当該産業において県内中小企業等が行う受注増や生産増に対応するために必要な設備投資を支援し、受注活動の拡大や技術の高度化を図ります。 【補助事業】 航空機産業において中小企業等が行う事業であって、部品の生産や加工、機体の整備、修理、点検を行う能力の増強に必要な機械設備投資（「航空機産業設備投資事業」）をいいます。 ※ 航空機産業：日本標準産業分類の「航空機・同機部品製造業」に該当する分野及びこれに関連するものとして公益財団法人静岡県産業振興財団理事長が認めたもの	交付決定日より2026年2月末日まで	https://www.shizuoka-shimura.jp/2025/03/21/776shibushu/	○問合せ先：（公財）静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム
59	○	○	○			生産性向上・新商品開発	静岡県	中小企業等収益力向上事業費補助金		2025年4月1日(火)～2025年5月20日(火) 17時	通常枠：500万円 DX推進枠：700万円	1/2以内	県内に主たる事務所(又は主たる事業所)を有する中小企業者等	○計画期間 補助事業期間(1年間又は2年間)＋1年間のフォローアップ ○数値目標 計画期間の終了時点で、付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額について、年平均3%以上の増進 ○伴走支援 商工団体や金融機関等による伴走支援が必須 ※応募から事業実施、実績報告、フォローアップ期間の満了までを支援	中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けて、物産振興等による経営環境の変化に対応し、商工団体等による伴走支援のもとで、独自の技術やサービス展開を目指す取組を支援します。 【対象事業】 1)通常枠 付加価値の向上を目標とする2～3年間の事業計画を策定して行う下記の①又は②の事業 ①承認された経営革新計画に基づく事業 ②収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業 2)DX推進枠 上記の①又は②の事業で、デジタル技術（AI、ICT、IoT、ビッグデータ、RPA等）を活用した新たな商品・サービスの開発、業務の効率化・高度化等に取り組む事業	交付決定日から2026年3月31日まで	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyo/kiyou/aiuekaseido/104103411065927.html	○問合せ先 静岡県経済産業部商工局経営支援課
60	○	○				生産性向上・新商品開発・生産設備の省エネ化	静岡市/静岡県	令和7年度静岡市中小企業事業高度化機械設備設置事業補助金		2025年4月14日(月)～随時	500万円	・補助要件(1)(2)のみ該当する事業： 機械設備取得経費の5% ・補助要件(3)に該当する事業： 機械設備取得経費の10%	市内に製造拠点を有する中小製造事業者	○補助要件 (1) 1台500万円以上の機械設備を静岡市内の製造拠点に設置すること (2) 「生産性の向上」もしくは「新製品の開発又は製造」のいずれかを達成できる見込みのある機械設備を設置すること (3) 上記(1)(2)に加え、省エネルギーに資する機械設備を導入 ※省エネルギーに資する機械設備とは、省モデルと比べて、消費電力が小さく、かつ、当該機械設備の導入後、機械設備の導入前と比べて、生産場所（生産ライン、又は生産場所全体）における消費電力の削減が見込まれる機械設備 ①他の補助金との併用はできません。 ○令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月末までに機械設備の支払いが完了し、実績報告書類の提出までできる機械設備設置事業のみ対象です。	競争力の強化や価格付加価値化に積極的に取り組む中小企業を支援することにより、地域の産業の活性化及び高度化を図るため、事業高度化に資する機械設備を導入する中小企業に対し、機械設備設置費用の一部を補助します。		https://www.city.shizuoka.lg.jp/095_000001_00066.html	○問合せ先：静岡市経済局 商工部 産業振興課 ○申請方法：原則、オンラインにて申請手続きを行ってください。
61	○	○	○			生産性向上・新商品開発	三島市/静岡県	三島市中小企業経営革新事業費		随時	100万円	1/2以内	市内に事務所を有する中小企業	○中小企業等経営強化法に基づき、静岡県に経営革新計画を承認された市内の事業者 ○令和2年4月1日以降の申請 1 中小企業者につき1計画あたり100万円とする。ただし補助金額が上限額に達しない場合、その意額を翌年度以後の補助上根拠とする。	静岡県が承認する経営革新計画を実施する市内中小企業を支援することにより、市内産業の活性化を図る。 【対象事業】 (1) 静岡県に承認された経営革新計画に従って行われる事業。 (2)補助を受けようとする年度に実施する事業。		https://www.city.mishima.shizuoka.jp/tpo07921.html	○問合せ先： 三島市商工観光まちづくり課 または 三島商工会議所
62	○	○	○			工場・研究所の新増設	愛知県	新あいち創造産業立地補助金	Aタイプ (市町村と連携する県内再投資の支援)	随時	10億円（県支援分は5億円）	大企業：8%以内(県支援分は4%以内) 中堅・中小企業：10%以内(県支援分は5%以内)	大企業・中堅・中小企業 20年以上、県内（新設又は増設を行う市町村内）に立地する工場等を有し、同一市町村内において製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所を新設又は増設する企業（中小企業の場合は、市町村を通じて間接補助） 【活用要件】 認定申請から支援期間が終了するまでの間、以下の常雇用者を維持 大企業：50人以上 中堅・中小企業：25人以上	【投資規模要件】 大企業：25億円以上 中堅・中小企業：1億円以上 ※20年以上同一市町村内で工場等を有していること。 【対象分野】 認定申請から支援期間が終了するまでの間、以下の常雇用者を維持 大企業：50人以上 中堅・中小企業：25人以上	長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の拠出を防止するため、立地市町村と連携し、県内における再投資を支援します。 【対象分野】 (1) 自動車、航空宇宙、ロボット、環境、新エネルギー、情報通信、健康長寿関連分野 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積圏整備		https://www.pref.aichi.jp/sashih/riochishuho/aiuekaseido.html#shinaigaku	○中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助 ○連携する市町村により、補助額、補助率など事業内容に違いがあります。 ○問合せ先：愛知県産業労働部産業立地推進課（立地推進グループ）
63	○	○	○			工場・研究所の新増設	愛知県	新あいち創造産業立地補助金	Bタイプ (産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業への支援)	随時	10億円	大企業：8%以内(既設：4%以内) 中堅・中小企業：10%以内(既設：5%以内)	大企業・中堅・中小企業 製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所を新設又は増設する企業 【活用要件】 認定申請から支援期間が終了するまでの間、以下の常雇用者を維持 大企業：50人以上 中堅・中小企業：25人以上	【投資規模要件】 大企業：25億円以上 中堅・中小企業：2,000万円以上 【活用要件】 常雇用者数割合の増 大企業：10人以上 中堅・中小企業：5人以上	サプライチェーンの中核をなす分野や成長産業分野において、県内の経済活力や雇用の損失防止、拡大につながる、小さくても明らかに企業立地を支援します。 【対象分野】 (1) 自動車、航空宇宙、ロボット、環境、新エネルギー、情報通信、健康長寿関連分野 (2) (1)のうち、以下のいずれかに該当するもの ①産業競争力の強化に資すると認められる製品を製造する工場・研究所 ②産業競争力の強化に資すると認められる製品の基幹(※)となる部素材を製造する工場、研究所 ※産業競争力の強化に資する製品に必要な部素材のうち同製品固有のもの(汎用品は対象外)		https://www.pref.aichi.jp/sashih/riochishuho/aiuekaseido.html#shinaigaku	○問合せ先：愛知県産業労働部産業立地推進課（立地推進グループ）
64	○	○	○			工場・研究所の新増設	愛知県	21世紀高度先端産業立地補助金		2025年4月1日(火)から随時	100億円（投資額300億円以下の場合：10億円）	大企業：8%以内(既設工場での設備投資は4%以内) 中堅・中小企業：10%以内(既設工場での設備投資は5%以内)	大企業、中小企業 製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所を新設又は増設する企業（中小企業の工場の場合は、市町村を通じて間接補助） 【活用要件】 認定申請から支援期間が終了するまでの間、以下の常雇用者を維持 大企業（工場）：50億円以上 大企業（研究所）：5億円以上 中堅・中小企業：2億円以上 【活用要件】 常雇用者数割合の増 大企業（工場）：20人以上 中堅・中小企業（工場）：5人以上	【投資規模要件】 大企業（工場）：50億円以上 大企業（研究所）：5億円以上 中堅・中小企業：2億円以上 【活用要件】 常雇用者数割合の増 大企業（工場）：20人以上 中堅・中小企業（工場）：5人以上	県経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、高度先端産業分野における大規模な工場・研究所の立地を支援します。 【対象分野】 (1) 自動車、航空宇宙、新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー関連分野		https://www.pref.aichi.jp/sashih/riochishuho/aiuekaseido.html#shinaigaku	○中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助 ○連携する市町村により、補助額、補助率など事業内容に違いがあります。 ○問合せ先：愛知県産業労働部産業立地推進課（立地推進グループ）
65	○	○	○			新商品開発・生産性向上	愛知県	航空宇宙産業応援補助金		2024年4月1日(月)～2026年3月31日(火) (随時受付)	1.5億円	1/4以内	県内に事業所を有し、当該事業において事業を行っている企業	○航空宇宙産業に係る事業について、直近の3年間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年中の同時期の売上高に比べて10%以上減少している企業 ○対象経費：航空宇宙分野における製品の開発、生産等を行うために県内において設置する機械又は装置の購入代金、運搬費及び配付工事費（1設備あたり2千万円以上） ○同一補助対象設備に対して、国や他自治体の補助金と併用してご利用いただけます。（事業内繰入金補助金、名古屋市航空宇宙産業設備投資促進補助金、小牧市中小企業次世代成長産業設備導入補助金等） ※国や他自治体の補助金の要領等をご確認ください。 ○2025年度末までに事業を完了すること。	愛知県では、県内で新規設備投資を行う航空機サプライヤーを対象に、航空機需要回復に向けた生産基盤の維持・強化の取組を支援します。	交付決定日～2026年3月31日	https://www.pref.aichi.jp/aiuekaseido/aiuekaseido2024.html	○問合せ先：愛知県 経済産業局 産業部 産業振興課、次世代産業室 航空宇宙産業グループ ○提出方法：あいち電子申請、届出システム

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金 支援金 奨励金 助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金 支援金 奨励金 助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金 支援金 奨励金 助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

概要														詳細				
おすめ度				採用実用	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助総額数	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT															
						ロボット導入事前調査	愛知県	2025年度 ロボット未活用領域導入検証補助金		2025年3月24日(月)～2025年6月13日(金) 17時30分	500万円	中小企業者等：2/3以内 大企業注2、大学、研究機関、その他団体：1/2以内	○「あいちロボット産業クラスター推進協議会」に参加している市内の企業者等、大企業、大学、研究機関、その他団体 □ロボットの提供前・利用後のいずれかであること。 【提供前】 ロボットメーカー、ロボットシステムインテグレーター、ロボットサービス提供者等 【利用前】 ロボットの提供前が製造・構築・販売する機器又は提供するサービスを利用する者 □ロボットの提供前・利用後のいずれかが県内に事業所を有すること。	□ロボットの提供前・利用後の双方が参画する事業実施体制を組むこと。 ○同一・自目的の事業において、国や地方公共団等から補助金等の交付を受ける場合には、原則として、該当部分はこの補助金の対象としない。 ○事前検証：業務効率化検証、業務の自動化検討、周辺設備や機能との連携検証、技術面・運用面の課題検証、費用対効果検証、事業化可能性調査	□ロボット未活用領域（用途）において、その要否のひとつとなっている従来品や既存の設備等の不適合性を解消するための事前検証を実施し、ロボット導入の促進を図りて、当該部分はこの補助金の対象としません。さらに、事業規模を見直し明らかれた事業で立案された事業モデルについて、同様のユースケースへの展開策を講ずることと目途としています。	交付決定日～2026年3月31日	https://www.pref.aichi.jp/seisaku/robotshibuyou2025.html	〇問合せ先：愛知県 経済産業局 産業振興政策課 次世代産業室 ロボット産業グループ 〇提出方法：あいち電子申請・届出システム
66		●			なし										下記の分野のうち、ロボット未活用領域（用途）において実施する事前検証が対象 ・製造・加工分野：食品製造における産業用ロボット等の活用や、ピッキング・搬送ロボットの活用による物流の自動化 ・医療・介護分野：介護ロボット（移動・移送支援、見守り、コミュニケーション） やリハビリ支援ロボットの活用 ・空モビリティ活用分野：荷物運送やインフラ点検業務におけるドローンでの運用 ・業務サービスビジネスロボット活用品種：自動配送ロボット、案内・コミュニケーション、警備ロボットの活用			
67			○		なし	ロボット導入事前調査	愛知県	2025年度 中小企業デジタル化・DX支援補助金		2025年4月1日(火)～2025年6月11日(水) 17時	200万円	中小企業：1/2以内 小規模企業者：2/3以内	「あいち産業DX推進コンソーシアム」に参加している県内に事業所を持つ中小企業、小規模企業者	○対象事業 生産管理、仕入・在庫管理、販売・顧客管理、バックオフィス業務（財務会計・人事等）に於ける、業務の効率化や高度化を目指す以下の範囲 A) デジタル技術を活用した業務プロセスや生産プロセスの可視化・課題認識のためのコンサルティング B) 生産性向上や省力化のためのデジタルツール導入 C) 既存システムの改善や新システムの構築 D) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受けられる場合には、連帯かつ直に報告すること。国等の補助金を受けられる部分については、原則として、この補助金を交付しない。	①効率的なデジタル化・DXを実現するためには、自社の業務プロセスを分析し、経営課題を把握することが必要となるため、また、標準化、プラットフォーム化した上ガバナンスチームから脱却し、最新のデジタルツールやクラウドITシステムと連携できる職場を整えることが重要です。 ついては、これまで変遷してきたデジタルツールの導入に加え、中小企業のニーズを踏まえた課題解決型のコンサルティング、システム構築や既存システムの改修に係る支援を提供することで、引き続き県内企業のデジタル化・DXを推進します。	交付決定日～2026年2月28日まで	https://www.pref.aichi.jp/seisaku/digital-dx-support-aicai2025.html	〇問合せ先： 愛知経済産業局産業部 産振振務科 デジタル産業グループ 〇「あいち産業DX推進コンソーシアム」に関する問合せ先： 抜粋）あいち産業振興機構（コンソーシアム事務局）
68	●	●	●		なし	生産性向上	名古屋市/愛知県	令和7年度 名古屋市航空宇宙産業設備投資促進補助金		2025年4月1日(火)～2025年9月30日(火)	1,000万円	補助対象経費の10%以内	市内に事業所を有する中小企業者	〇航空宇宙産業に関する認定等（認定にあつては、補助対象事業を行う事業所に対するものに限る。）を受けていること ※ 認定等は、「JIS Q 9100」（Nadcap）の認証のほか、これらに準ずるもの（航空機部構造工メーカーによる独自規格で、「JIS Q 9100」と同等以上のもの（FMS4000）等）を指します。	航空宇宙産業に取り組む中小企業の裾野拡大や主産種、一層高度な業務への対応を支援するため、市内の事業所に機械設備やソフトウェアを導入する等に、その経費の一部を補助します。	https://www.city.nagoya.lg.jp/life/poage/000015140_1.html	〇問合せ先：名古屋経済開発イノベーション推進部次世代産業振興課	
69	○	○	○		なし	工場・研究所の新増設	名古屋市/愛知県	名古屋市内企業再投資促進補助金		随時 ※工事着工（設備一新の場合は発注日）の前30日まで	大企業：5億円 中堅企業：5億円 ※ 小企業：10億円	大企業：4%以内(※) 中堅企業：5%以内（みなし大企業は4%以内） ※ 小企業：10%以内（みなし大企業は8%以内） ※別に愛知県からも補助が受けられます。（固定資産取得費用に対し、中堅企業は5%以内（みなし大企業は4%以内）、大企業は4%以内）	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業が、工場、研究所の新増設を行う企業	○愛知県の「新しい創造産業立地補助金」に採択されることが必要 ○20年以上市内に立地していること ①【役員報酬要件】 大企業：25億円以上、中堅企業：1億円以上、小企業：1億円以上 ②【雇用要件】 名古屋市内の事業所における常用雇用者の合計で、事業認定申請時点から補助金交付終了後までの期間中、 参加施設及び名古屋市の以下の対象分野要件を満たすことが必要です。 〇名古屋市の対象分野 【次世代成長分野】 ⑴ 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）⑵ 航空宇宙関連分野 ⑶ 環境・新エネルギー関連分野 ⑷ 健康長寿関連分野 ⑸ 情報通信関連分野 ⑹ ロボット関連分野 ⑺ その他市長が認める分野 〇愛知県の対象分野 愛知県の産業集積の推進に関する基本設計の集積圏種（東尾張圏）	名古屋市では、長年にわたりの、市内の経済・雇用の安定を支えている企業の退出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。	https://www.city.nagoya.lg.jp/life/poage/000017123_2.html	〇問合せ先：名古屋経済開発イノベーション推進部産業立地政策推進課	
70		●	○		なし	生産性向上	名古屋市/愛知県	令和7年度 中小企業デジタル活用支援補助金		2025年6月2日(月)～2025年6月30日(月)	通常枠：100万円 員上げ枠：150万円 ロボット枠：500万円	1/2以内	名古屋市内の中小企業者	○デジタル技術の活用により能率向上もしくは生産性の向上等につながる事業を行う事業者（「通常枠」、「員上げ枠」、「ロボット枠」の要件 「通常枠」は以下のものを満たす。 「員上げ枠」は以下のとおりを満たす。 「ロボット枠」は①を満たす。（産業用ドローン導入の場合は①および③を満たす） ①名古屋市都市革新支援センター若しくは名古屋市商工会議所においてデジタル技術の活用に関する相談を受けていること （※ロボット枠の相談は名古屋市都市革新支援センターでの相談が必要） ②補助事業年度またはその翌事業年度において、給与支給総額を直近の事業年度と比較して1.5%以上増加させる計画を策定し、従業員等に対して表明すること ※航空法第132条の40に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けていること	〇中小企業者のデジタル化を促進するため、デジタル技術を活用した販路開拓や生産性の向上等により、員上げを含む経営課題の解決を目指す事業に準じたソフトウェア等の導入費、設備費、ロボット導入費（自動化装置等、産業用ドローンを含む）の一部を補助します。	交付決定日～2026年1月31日	https://www.mbc.co.jp/shikoku/aishigoban/	〇問合せ先： 名古屋市都市革新支援センター、もしくは名古屋市商工会議所（中小企業部・相談センター）
71	○	○	○		なし	工場・研究所の新増設	一宮市/愛知県	一宮市企業再投資促進補助金		随時	3億円	固定資産取得費用（土地を除く）の10%（※） ※みなし大企業に該当する中小企業は8%	工場、研究所の新増設等を行う中小企業 工場敷が20年以上愛知県域内で立地し、かつ概ね10年以上一宮市に立地しており、25人以上の常用雇用者を有する企業	○【役員報酬要件】 固定資産取得費用1億円以上（土地を除く） ○【雇用要件】 一宮市企業立地奨励措置の「立地促進奨励金」との併用はできません。	長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の退出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。 ○「新しい創造産業立地補助金（タイプ2）」に採択した補助金	https://www.city.kariya.lg.jp/shimin/karimura.htm http://www.sanyoseichokushin/joi-0169/1044301/100526.html	〇問合せ先：一宮市企業立地推進課	
72	●	●	●		なし	生産設備の省エネ化	刈谷市/愛知県	令和7年度 刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金		2025年4月1日(火)～2025年7月9日(水)	1,000万円	1/2	市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っていること	○次のいずれれにも該当する事業 ・省エネルギー診断（※）に基づき、市内事業所に設備を導入するもの ・申請日において着手しておらず、令和9年3月1日（月曜日）までに完了するもの ・設備導入前と比較して、事業所全体の年間CO2排出量を10%以上削減することが見込まれるもの ・補助対象経費の合計額が300万円以上であること ※省エネルギー診断は、設備ごとではなく、事業所全体で実施してください。省エネルギー診断機関の選定には、刈谷市のHPを参考にしてください。	市場におけるCO2排出量の削減を図るために、市内事業者が省エネルギー診断に基づき行動する。省エネルギー設備への変更や再生可能エネルギー発電設備の導入に向けた補助金を交付します。		https://www.city.kariya.lg.jp/karisshi/post/100190261012577.html	〇問合せ先：刈谷市役所 環境推進課
73	●	●	●		なし	工場・研究所の新増設	豊田市/愛知県	豊田市創造産業立地補助金		随時	中小企業：10億円 中堅企業：5億円 大企業：5億円	中小企業：10%（みなし大企業は8%） 中堅企業：5%（みなし大企業は4%）（※） 大企業：4%（※） ※愛知県から同額を交付	大企業、中堅企業、中小企業	○対象事業種 製造業、ソフトウェア業 ○役員報酬要件 大企業：25億円以上 中堅・中小企業：1億円以上 ○その他の主な要件 ・事業規模の拡大又は生産性の向上を目的としていること。 ・愛知県内あるいは経済産業省立地奨励金タイプ2に相当すること。 ・愛知県内に20年以上かつ豊田市内に10年以上立地していること。 ・常時雇用する従業員を以下のとおり維持していること。 中小企業：25人以上 中堅企業：25人以上 大企業（中堅企業を除く。）：50人以上	豊田市では、本市の産業競争力の強化を図るため、本市の区域内外において工場等の新設及び増設並びに設備投資を行う企業を支援しています。	https://www.city.toyota.lg.jp/shimin/kyosha.htm http://www.sanyoseichokushin/joi-0169/1044301/100526.html	〇問合せ先：豊田市 産業部 産業振興課 立地促進課	
74	○	●	●		なし	工場・研究所の新増設	豊田市/愛知県	豊田市21世紀高度先端産業立地補助金		随時	中小企業：10億円	10%以内（みなし大企業は8%） ※償却資産のみの場合は5%（みなし大企業の場合は4%）の額	中小企業	○対象事業種 製造業、ソフトウェア業 ○役員報酬要件 中小企業：2億円以上 ○その他の主な要件 ・事業規模の拡大又は生産性の向上を目的としていること。 ・愛知県内21世紀高度先端産業立地補助金に併用すること。	豊田市では、本市の産業構造の高度化及び地域の活性化に資するため、本市の区域内外において工場等の新設及び増設並びに設備投資を行う企業を支援しています。	https://www.city.toyota.lg.jp/shimin/kyosha.htm http://www.sanyoseichokushin/joi-0169/1044301/100526.html	〇問合せ先：豊田市 産業部 産業振興課 立地促進課	
75		○	○		なし	生産性向上	小牧市/愛知県	小牧市中小企業デジタル化支援補助金		2025年4月1日(火)～2026年2月27日(金)	100万円	1/2	市内に事業所を有する中小企業等	○市内事業所で取り組む事業。 ○国・県、その他の機関から同一事業に対して補助金を受給している事業は、対象外。 ○本補助金におけるデジタル技術の導入とは、下記のいずれかに該当するもの。 (1) AI（人工知能）を利用した取組み (2) IoT（モノのインターネット）を利用した取組み (3) RPA（業務自動化業務の自動化）を利用した取組み (4) クラウドサービスを利用した取組み ○交付申請時に「こま新産業振興センター」が発行する「確認票」が必要です。	生産性向上のため、デジタル技術を導入する事業者に対し、その経費の一部を補助します。 デジタル技術を導入して生産性向上を図る取組みで、申請書の提出をした年度の2月末日までに当該設備等の設置が完了するもの。	http://www.city.komaki.lg.jp/ai/aiinfo/kyosha/kyosha.htm http://www.sanyoseichokushin/joi-0169/1044301/100526.html	〇問合せ先：小牧市役所 商工振興課 新産業創出係	
76	●	●	●		なし	工場・研究所の新増設	稲沢市/愛知県	稲沢市21世紀高度先端産業立地補助金		随時	10億円	中小企業：10%または5%（※）以内 みなし大企業：8%または4%（※）以内 ※機械および装置の設置のみの場合	市内において高度先端産業に該当する事業を営む中小企業者（みなし大企業を含む）	○固定資産取得費用の合計額が2億円以上（土地を除く）で、新設等に準ずる常用雇用者が5人以上増加 ○稲沢市21世紀高度先端産業立地補助金の交付対象となるには、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付申請に基づく愛知県の認定を受ける必要があります。 ○協議期間後、交付要件を満たさなくなった場合は、補助金受渡の対象となります。 ○同一事業において、他の奨励措置との重複申請はできません。	稲沢市では、高度先端産業に係る工場の新設または増設を行う中小企業者に対し、市の産業構造の高度化および地域の活性化を図るとともに、経済産業振興のため、愛知県と連携し市内における先進的企業を支援します。	http://www.city.inazawa.lg.jp/000000866.html	〇問合せ先：稲沢市役所 経済環境課 商工観光課 企業立地推進室	

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/5/12

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要												詳細						
おすすめ度																		
No	FA(工作機械、ROBOMACHINE)	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
94		○				生産性向上	神戸市/兵庫県	2025年度 神戸市中小企業投資促進等助成制度	生産現場へのロボット導入に向けたシミュレーション	2025年4月14日(月)～2026年2月27日(金) ※予算額に達した時点で終了。	50万円	1/3以内	神戸市内の事業所（本社、支店、営業所、店舗、生産工場、研究開発拠点）で1年以上前から継続して事業を営む中小企業者又はこれら事業者で構成される団体（事業協同組合等）	○動成対象経費 神戸市内の生産現場へのロボット導入に向けた費用対効果、実現可能性の検証など具体的なシミュレーションに要する経費 ○事業完了後時点までに「事業継続力強化計画」の認定を取得することが要件となります。 ○国、県等の補助制度との併給はできません。	市内中小企業の事業基盤の強化を図る取り組みの一環として、生産現場へのロボット導入に向けたシミュレーションを行う事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。 対象事業 神戸市内の生産現場へのロボット導入に向けた費用対効果、実現可能性の検証など具体的なシミュレーションに要する経費		https://www.city.kobe.lg.jp/qd3457/business/taisho/robo/index.html	○「事業継続強化計画」の認定を取得するためには、該当地域の経済産業局への提出・認定が必要です。詳細は中小企業庁ホームページでご確認ください。 ○問合せ先 神戸市経済観光局工業課
95		◎				生産性向上	神戸市/兵庫県	2025年度 神戸市中小企業投資促進等助成制度	ロボットシステムインテグレーション育成のための設備取得	2025年4月14日(月)～2026年2月27日(金) ※予算額に達した時点で終了。	500万円	1/3以内	神戸市内の事業所（本社、支店、営業所、店舗、生産工場、研究開発拠点）で1年以上前から継続して事業を営む中小企業者又はこれら事業者で構成される団体（事業協同組合等）	○対象地域：都市計画法に基づく「工業地域」「工業用地」「工業専用地域」に該当する神戸市内の地域。又はポートアイランド第2期の「商業地域」、又は神戸ハイテクイースト工場団地の事業完了後時点までに「事業継続力強化計画」の認定を取得することが要件となります。 ○市内事業者への発注を原則とします。 ○国、県等の補助制度との併給はできません。	市内中小企業の事業基盤の強化を図るため、ロボットシステムインテグレーションに必要な知識、技能及び提案能力の習得や高度化を図る事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。 対象事業 市内の事業所において、ロボットシステムインテグレーション（Sier）事業を新たに行う、又は拡大する。若しくは実演等を通じてロボットの導入実証が可能な環境を整備する中小企業者が導入する。以下の要件に該当する設備の取得及び設置に要する経費が対象となります。 ・「対象地域」に該当する地域の主たる事業所において、以下の設備を取得し自ら所有するもの。 対象設備 機械及び装置：ロボット本体、ロボットに取り付ける機器・周辺装置、ロボット制御のために必要なソフトウェアなど		https://www.city.kobe.lg.jp/qd3457/business/taisho/robo/index.html	○「事業継続強化計画」の認定を取得するためには、該当地域の経済産業局への提出・認定が必要です。詳細は中小企業庁ホームページでご確認ください。 ○問合せ先 神戸市経済観光局工業課
96		○	○			生産性向上	加西市/兵庫県	加西市新産業創出支援事業補助金		2025年4月1日(火)～随時	200万円	1/3以内	○市内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業者（※みなし大企業を除く） ○商工会議所、商店組合等の商工団体の会員であること	○申請には専門家（加西商工会議所）の指導により策定した事業計画書が必要です。 ○同一の経費について国及び岡山県、その他の団体の補助金と重複して本補助金の交付を受けないこと。	中小企業等の経営の効率化及び生産性の向上に資するため、企業活動上の課題への対策及び企業活動に生じる食料への対応としてIT（デジタル）活用事業に取り組み事業者を応援するため、その経費の一部を予算の範囲内において補助します。 製造業の活用例 ・目標製品の自動化 ・生産管理システムの導入 ・生産プロセスのデジタル化など		https://www.city.kashi.lg.jp/syosiki/207340.html	○問合せ先：加西市産業部産業課
97		○	○			生産性向上	岡山市/岡山県	令和7年度 IoT・AI等先端技術導入支援補助金 （導入コンサルティング・事前検証分）		2025年4月21日(月)～ 募集(1) 2025年6月19日(木)17:15（必着） 募集(2) 2025年8月21日(木)17:15（必着） 募集(3)2026年1月までの毎月末（土日祝の場合は直前の平日）17:15（必着） ※募集(2)(3)は予算が残っている場合のみ実施。	150万円	1/2	岡山市内に本社もしくは主要な事業所（工場・オフィス・店舗等）がある中小企業者	○岡山市内の事業所（工場・オフィス・店舗等）における取組であること。 ○同一の経費について国及び岡山県、その他の団体の補助金と重複して本補助金の交付を受けないこと。 ○「検証済み先端技術導入事業」の補助対象者については、次のいずれかに該当すること ア 一般枠 前年度に本補助金における「導入コンサルティング・事前検証事業」を行っている事で、その補助事業で得られた結果をもとに先端技術を導入する者であること。 イ 補充枠（※今回はこちら） 岡県Aの採択以降、市が追加募集する場合において、独自に検証作業等を実施し岡県Aと同等と認められた者であること。	岡山市では、市内中小企業者のデジタル化による労働生産性向上・競争力強化を図るため、IoT・AI・ロボット等先端技術活用（設備やサービスのIoT化、AI導入、ロボット活用による自動化等）のための事前検証の経費を補助します。 対象事業 導入コンサルティング・事前検証事業 自社の労働生産性向上が見込まれるIoT・AI・ロボット等の先端技術を選ぶために、コンサルティングの依頼や事前検証を行う取組	交付決定の日から2026年3月31日まで	https://www.city.okayama.lg.jp/kyosha/0000971016.html	○問合せ先：岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 ものづくり振興係
98		○	○			生産性向上	岡山市/岡山県	令和7年度 IoT・AI等先端技術導入支援補助金 （検証済み先端技術導入分・補充枠）		2025年4月21日(月)～ 募集(1) 2025年6月26日(木)17:15（必着） 募集(2) 2025年12月までの偶数月の末日（土日祝の場合直前の平日）17:15（必着） ※募集(2)以降は予算が残っている場合のみ実施。	1,000万円	1/3	岡山市内に本社もしくは主要な事業所（工場・オフィス・店舗等）がある中小企業者	○岡山市内の事業所（工場・オフィス・店舗等）における取組であること。 ○同一の経費について国及び岡山県、その他の団体の補助金と重複して本補助金の交付を受けないこと。 ○「検証済み先端技術導入事業」の補助対象者については、次のいずれかに該当すること ア 一般枠 前年度に本補助金における「導入コンサルティング・事前検証事業」を行っている事で、その補助事業で得られた結果をもとに先端技術を導入する者であること。 イ 補充枠（※今回はこちら） 岡県Aの採択以降、市が追加募集する場合において、独自に検証作業等を実施し岡県Aと同等と認められた者であること。	岡山市では、市内製造事業者等の労働生産性向上・競争力強化・デジタル化を図るため、IoT・AI・ロボット等先端技術活用（設備やサービスのIoT化、AI導入、ロボット活用による自動化等）のための機械設備や装置、システム費用等を補助します。 対象事業 検証済み先端技術導入事業 ・導入コンサルティングや事前検証を行った事業者が、労働生産性向上のために、選定した先端技術を本格的に導入する取組。	交付決定の日から2026年3月31日まで	https://www.city.okayama.lg.jp/kyosha/0000971158.html	○問合せ先：岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 ものづくり振興係
99	○					生産設備の省エネ化	岡山市/岡山県	岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金 （第4弾）		2025年5月7日(水)～2025年5月20日(火)	200万円	2/3	市内に事務所を有する中小・小規模事業者	○第1弾、第2弾、第3弾の交付決定を受けた事業者を除く ○対象となる事業用の省エネ設備・機器 ・市内の工場・店舗・事務所等へ設置するもの、自宅兼事務所等への設置は対象外です。 ・生産設備やサービス等を提供するために必要な事業用の省エネ設備・機器（更新に限る）	エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小・小規模事業者を緊急的に支援するため、工場・店舗・事務所等を使用する事業用の設備・機器を更新し、省エネ化するために必要な経費の一部を助成します。	交付決定日～2025年12月7日(金)	https://www.city.okayama.lg.jp/kyosha-shimou/j/	○問合せ先：岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金コールセンター
100	◎	◎	◎			生産性向上・新商品開発	鳥取県	令和5年度 鳥取県産業未来共創事業（経営革新型）		随時	1,000万円 重点分野の取組：1,500万円（※2）	1/2 ※組合・任意グループは2/3	県内に主たる事務所を有する中小企業者	○経営革新計画の承認を受けた者。 ○本補助金とは別に 県から 同様の補助金を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。 ○重点分野の取組で設備投資支援事業の補助対象経費が、全体の補助対象経費の1/2以上の場合は、下記(1)。(2)のいずれかを満たすこと。 (1) 常時雇用労働者又は高年齢雇用継続労働者が1名以上増加すること (2) 次に掲げる条件を全て満たすこと。 ア) 常時雇用労働者及び高年齢雇用継続労働者の合計数が減少しないこと イ) 補助対象期間の始期と終期において付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計額)又は一人当たりの付加価値額の伸び率が1年で3/100以上となること	県内事業者が実施する新規性の高い取組や地域への波及効果を生み出す取組を支援し、もって県内経済の再生・発展を図ることを目的とします。 経営革新型 新たな取組により付加価値額が増加する計画であること。 ※経営革新計画の承認を受けた事業であること。		https://www.pref.tottori.lg.jp/31526.htm	○問合せ先：鳥取県商工労働部企業支援課 ○相談窓口および申請先：鳥取市の商工会議所・鳥取県・中小企業支援中央会
101		◎	◎			生産性向上	鳥取県	鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金		2025年1月23日(木)～2025年9月30日(火)	一般型：500万円（※1） 大規模成長投資型：1,500万円（※2） ※1 従業員数により上限額が異なります。 ※2 小規模事業者は上限額が500万円	一般型：1/2（小規模事業者は2/3） 大規模成長投資型：1/2	県内に主要な事業所を有する中小企業者	○次の事項すべてを満たす事業者であること（※詳細は募集要領を参照） (1) 従業員等一人あたりの平均給与支払月額を3%以上（大規模成長投資型は5%以上）引き上げること (2) ハートナッシュ積極推進を行った者 (3) 付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、3年間で9%以上増えることが見込まれること (4) 従業員等一人当たりの賃金が継続的に増加することが見込まれること ※(3)および(4)は大規模成長投資型のみ必要です。	厳しい経営環境が続く中であっても、一定水準以上の賃金引き上げを行う県内中小事業者等が行う生産性向上等に資する設備投資、人材育成等を支援し、事業拡大と持続的な賃金引き上げによる地域経済の好循環を実現していくことを目的としています。 事業類型 一般型：持続的な賃金の引き上げを目指すために行う生産性向上、省化、自動化、販路拡大、人材確保・育成等の取組 大規模成長投資型：持続的な賃金の引き上げを目指すために行う大規模成長投資（生産性向上や事業拡大）の取組	認定日から最長2025年12月31日まで	https://www.pref.tottori.lg.jp/318420.htm	○問合せ先：鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金事務局（鳥取県商工労働部企業支援課）
102		○	○			生産性向上	鳥根県	令和7年度 デジタル導入モデル支援事業補助金		2025年4月18日(金)～2026年1月30日(金) 第1回締切：2025年5月30日 第2回締切：2025年7月25日 第3回締切：2025年9月26日 第4回締切：2025年11月28日 第5回締切：2026年1月30日	400万円	ハード事業：1/3 ソフト事業：1/2	県内に主たる事業所を有する中小企業者	○事業成果の公開及び取組を県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力できる者。 ○交付決定後事業完了までに独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の宣言登載事業者として登録いただくことが必要。 ○ハード事業のみの申請、ハード事業及びソフト事業両方の申請が可能です。ソフト事業のみで申請することはできませんのでご注意ください。 ○ソフト事業はハード事業により導入したシステムの利活用を目的としたシステム導入後の利用者向け研修会、講習会等を対象とします。	県内の中小企業者がデジタル技術を活用して新たなサービス開発や生産性の向上を図る取組について、かかる経費の一部を助成補助することにより、経営の変革の後押しをするとともに、デジタル化の先進事例もしくはモデル事業を創出し、県内の中小企業者へのデジタル技術導入の促進を図ることを目的とします。	交付決定の日から1年以内	https://www.kobe-shimane.co.jp/news/press-ed_subsidy/11375	○問合せ先：（公財）しまね産業振興財団 経営支援課
103	◎	◎	◎			生産性向上・新商品開発	鳥根県	令和7年度当初予算 中小企業団体経営基盤緊急強化支援事業補助金		2025年4月1日(火)～2025年8月22日(金)17時必着 第一次締切：2025年5月9日 第二次締切：2025年6月13日 第三次締切：2025年7月18日 第四次締切：2025年8月22日	ハード事業：2,000万円 ソフト事業：400万円	1/2 (団体構成員の2/3以上が小規模事業者である場合は2/3)	○原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている鳥根県内に主たる事業所を有する以下の団体 ○事業協同組合 ○事業協同小組合 ○企業組合 ○協業組合 ○商店振興協同組合 ○生活衛生同業組合 ○社団法人(ただし、社団法人構成員の2分の1以上が中小企業者である者に限る) ソフト事業：原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する専門業務、研修、調査費、その他必要と認められる経費	組合・団体を対象に、原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている中小企業者のコスト削減や生産性向上に資する事業を支援いたします。 対象事業 ・原油価格・原材料価格高騰対策として、コスト削減や生産性向上に資する事業であること。 ・団体の定款に定めのある事業であること。 ・個性ではなく団体で行うことによるスケールメリットがある事業であること。	交付決定日～2026年2月27日	https://www.costaibc.co.jp/detail_kwaibaku_718.html	○問合せ先：鳥根県中小企業団体中央会 連携支援課	
104		○	○			生産性向上	鳥根県	令和7年度 中小企業デジタル導入加速化補助金		2025年4月17日(木)～2025年8月29日(金)17時 一次締切：6月27日(金) 二次締切：7月25日(金) 三次締切：8月29日(金)	150万円(※) ※ハード事業・ソフト事業2つの合計	ハード事業：1/3以内 ソフト事業：1/2以内	県内に主たる事業所を有する中小企業者および中小企業等協同組合 ※みなし大企業は除く	○ハード事業のみの申請、ハード事業及びソフト事業両方の申請が可能であるが、ソフト事業のみ申請することはありません。 ※みなし大企業は除く	県内中小企業者等が、生産性向上や売上拡大などに向けて、デジタル技術を導入する場合の経費の一部、または、自社の企業価値や個人情報等を保護する観点から導入したサイバーセキュリティ対策を実施する場合の経費の一部を補助することにより、県内産業へのデジタル導入の促進を図り、もって県内産業の競争力の維持・拡大に資することを目的とする。 対象事業 自社の経営課題解決のためにデジタル技術を活用、導入しようとする者が、業務を分析し、課題を整理したうえで、デジタル導入を行う事業とする。	交付決定日～2026年1月31日	https://www.costaibc.co.jp/digital_innovation.html	○問合せ先：鳥根県中小企業団体中央会 連携支援課 鳥根県産業振興課 産業デジタル推進室

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/5/12

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要														詳細				
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
122	○	○	○			新商品開発・生産性向上	鹿児島県	令和7年度 新産業創出ネットワーク事業（新事業創出支援事業補助金）	試作・研究開発支援事業 設備投資支援事業	2025年4月15日(火)～2025年5月29日(木) 17時必着	試作・研究開発支援事業：400万円/年 設備投資支援事業：1,000万円	試作・研究開発支援事業：2/3以内 設備投資支援事業：設備投資額(下限1千万円)×2% + 新規常用雇用者数×30万円	県内中小企業者（既に鹿児島県内で業を営む中小企業者や鹿児島県内において新たに創業を目指す個人及びそのグループ）	○本事業を活用し、補助金の交付を受けるためには、新事業への創出に係る事業計画を策定していることが条件となります。 ○事業の実施期間（最長3か年）は、当センターが派遣する新事業創出の支援実績を有する専門家が、必要に応じて経営等に関するアドバイス等の伴走支援を行います。 ※新事業とは、中小企業者が独自の技術を用いた新製品・新サービスの開発や地域資源を活用し地域課題の解決に資する製品・サービスの開発に取り組む事業のことをいう。 ※新事業創出とは、次に掲げるいずれかに該当することをいう。 ア) 中小企業者が新事業に取り組むこと。 イ) 中小企業者が経営規模の拡大を図るため、生産性の向上（既存の生産品目において機械設備を最大稼働した場合の生産量を5%以上増設させること）に資する事業を行うこと。	独自の技術や地域資源を活用した新事業の創出を図るため、独自の技術を用いた新製品・新サービスの開発や地域資源を活用し地域課題の解決に資する製品・サービスの開発に取り組む県内の中小企業者に対し、人材育成、研究開発、販路開拓等に資する経費の一部を補助します。 対象事業） (1) 人材育成支援事業：経営の革新や研究開発、新サービスの展開に必要な人材の育成を支援 (2) 試作・研究開発支援事業：新技術の開発、新商品の開発、新サービスの開発及び試作品の開発を支援 (3) マーケティング・販路開拓支援事業：自社で開発する商品、サービス等の市場調査並びに商談会及び展示会への参加など販売促進を支援 (4) 専門家紹へい支援事業：新事業の創出を図るための専門家の紹へいを支援 (5) 設備投資支援事業：事業計画に基づく施設の設備投資を支援 ※対象事業は上記の「(2) 試作・研究開発支援事業」と「(5) 設備投資支援事業」です。	試作・研究開発支援事業） 3か年度以内 設備投資支援事業） 新たに取得した設備の稼働開始 後1年6ヶ月以内	https://www.kise.or.jp/ta-sangyou/52510/	○問合せ先： ・（公財）かごしま産業支援センター 産業振興課 ・県庁産業立地課 新産業創出室 新産業創出係（設備投資支援事業の場合）